

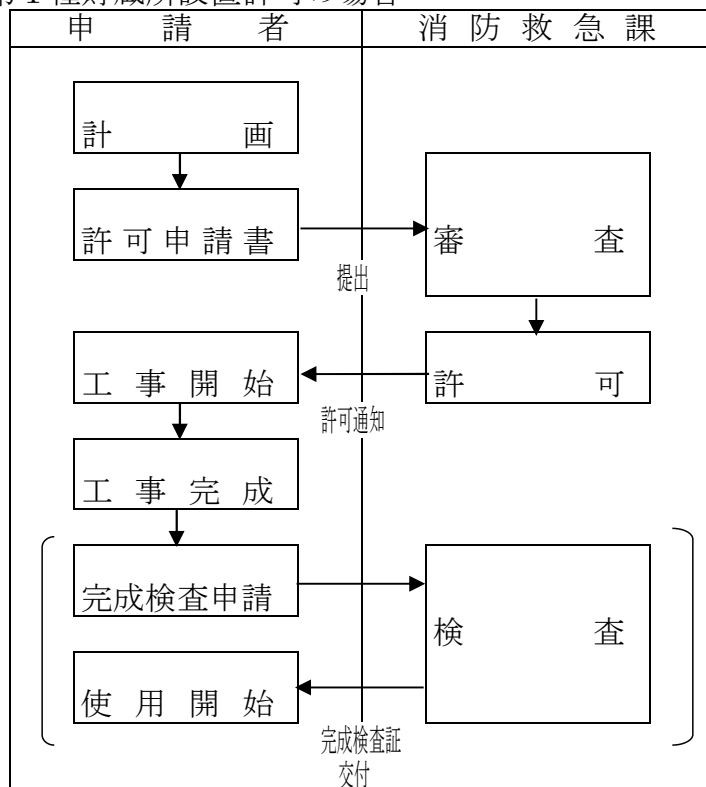
4 高圧ガスの貯蔵及び消費

令和8年4月1日現在

根 拠 法 令	高圧ガス保安法(第 16 条、第 17 条の 2、第 24 条の 2)	担当課 担当係	消 防 救 急 課 保 安 係 0742-27-5422														
制度の概要	3 0 0 m ³ 以上（液化ガスの場合は 3 , 0 0 0 kg 以上、以下同じ。）の 高圧ガスを貯蔵する場合は許可又は届出が必要となる。 また、政令で定める種類の高圧ガスを消費する場合は届出が必要となる。																
目 的	高圧ガスの貯蔵及び消費を規制することにより、高圧ガスによる災害 を防止し、もって公共の安全を確保することを目的とする。																
対 象 地 域	県内全域																
規 制 内 容	1 第 1 種貯蔵所設置許可が必要な場合 容積 1 , 0 0 0 m³（不活性ガス等政令で定める高圧ガス（※））のみ の場合は 3 , 0 0 0 m³）以上の高圧ガスを貯蔵する場合 ※不活性ガス等政令で定める高圧ガスとは、ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キ セノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン（可燃性のものを除く。）又は 空気をいう。 2 第 2 種貯蔵所設置届出が必要な場合(上記 1 に該当する場合を除く。) 容積 3 0 0 m³ 以上の高圧ガスを貯蔵する場合 3 特定高圧ガス消費の届出が必要な場合 この場合、消費開始日の 2 0 日前までに届出なければならない。 (1) 政令で定める種類の高圧ガス（※）を消費する場合 ※政令で定める種類の高圧ガスとは、モノシラン、ホスフィン、アルシン、ジボラン、セレ ン化水素、モノゲルマン、ジシランをいう。 (2) 政令で定める種類の高圧ガスであって政令で定める数量（※）以 上を貯蔵して消費する場合 ※政令で定める種類の高圧ガスであって政令で定める数量とは次のとおりである。 <table><tr><th>高圧ガスの種類</th><th>数 量</th></tr><tr><td>圧 縮 水 素</td><td>3 0 0 m³</td></tr><tr><td>圧 縮 天 然 ガ ス</td><td>3 0 0 m³</td></tr><tr><td>液 化 酸 素</td><td>3 , 0 0 0 kg</td></tr><tr><td>液 化 ア ン モ ニ ア</td><td>3 , 0 0 0 kg</td></tr><tr><td>液 化 石 油 ガ ス</td><td>3 , 0 0 0 kg※</td></tr><tr><td>液 化 塩 素</td><td>1 , 0 0 0 kg</td></tr></table> ※液化石油ガスの保安の確保及び取引の 適正化に関する法律 施行令（昭和 4 3 年 政令第 14 号）第二 条各号に掲げる者が 消費する液化石油ガ スの貯蔵設備にあつ ては、10,000 k g 4 適用除外 高圧ボイラーや鉄道車両のエアコンデショナー内の高圧ガス又は船 舶安全法、鉱山保安法、航空法、電気事業法等の法令により規制を受 けている高圧ガスについては適用除外となるので消防救急課まで問い 合わせること。			高圧ガスの種類	数 量	圧 縮 水 素	3 0 0 m ³	圧 縮 天 然 ガ ス	3 0 0 m ³	液 化 酸 素	3 , 0 0 0 kg	液 化 ア ン モ ニ ア	3 , 0 0 0 kg	液 化 石 油 ガ ス	3 , 0 0 0 kg※	液 化 塩 素	1 , 0 0 0 kg
高圧ガスの種類	数 量																
圧 縮 水 素	3 0 0 m ³																
圧 縮 天 然 ガ ス	3 0 0 m ³																
液 化 酸 素	3 , 0 0 0 kg																
液 化 ア ン モ ニ ア	3 , 0 0 0 kg																
液 化 石 油 ガ ス	3 , 0 0 0 kg※																
液 化 塩 素	1 , 0 0 0 kg																
許可等の基準	1 貯蔵所の位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準 に適合するものであること。 2 特定高圧ガス消費者は、消費のための施設を、その位置、構造及び 設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合させること。 3 特定高圧ガス消費者は、経済産業省令で定める技術上の基準に従っ て特定高圧ガスの消費をすること。																

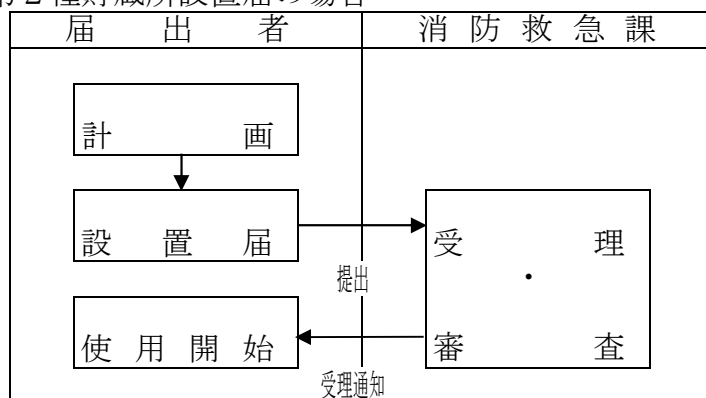
手続のフロー図

高圧ガス保安法の規定による高圧ガスの貯蔵等の許可申請等
1 第1種貯蔵所設置許可の場合



検査は指定検査機関でも可

2 第2種貯蔵所設置届の場合



3 特定高圧ガス消費届の場合

